

	官民格差	改定率	その他の改定内容
H14. 4. 1	△ 7,770円	△ 2.03%	扶養手当額の改定（配偶者 16,000円⇒14,000円、子等3人目以降 3,000円⇒5,000円） 期末勤勉手当の支給月数の減（4.75月⇒4.65月）
H15. 4. 1	△ 4,054円	△ 1.07%	扶養手当額の改定（配偶者 14,000円⇒13,500円） 期末勤勉手当の支給月数の減（4.65月⇒4.40月）
H16. 4. 1	据置き	—	
H17. 4. 1	△ 1,389円	△ 0.36%	扶養手当額の改定（配偶者 13,500円⇒13,000円） 期末勤勉手当の支給月数の増（4.40月⇒4.45月）
H18. 4. 1	据置き	—	扶養手当額の改定（子等2人目まで 6,000円、3人目以降 5,000円⇒一律1人6,000円） 給与構造改革（H18. 4. 1～） ・ 俸給表の水準を平均4.8%引下げ、地域手当の新設（3～18%）
H19. 4. 1	1,352円	0.35%	扶養手当額の改定（子等 6,000円⇒6,500円） 期末勤勉手当の支給月数の増（4.45月⇒4.50月）
H20. 4. 1	据置き	—	
H21. 4. 1	△ 863円	△ 0.22%	期末勤勉手当の支給月数の減（4.50月⇒4.15月） 自宅に係る住居手当の廃止
H22. 4. 1	△ 757円	△ 0.19%	期末勤勉手当の支給月数の減（4.15月⇒3.95月） 55歳を超える職員（行政職(-)5級以下の職員等を除く）の俸給及び特別調整額（管理職手当）の支給額引下げ（△1.5%）
H23. 4. 1	△ 899円	△ 0.23%	
H24. 4. 1	据置き	—	
H25. 4. 1	据置き	—	
H26. 4. 1	1,090円	0.27%	通勤手当の支給額を距離に応じて100～7,100円引上げ 期末勤勉手当の支給月数の増（3.95月⇒4.10月） 給与制度の総合的見直し（H27. 4. 1～） ・ 俸給表の水準を平均2.0%引下げ、単身赴任手当の引上げ、管理職特別勤務手当の支給（災害対応等で平日深夜に勤務した場合）、55歳以上（管理職）の1.5%減額の段階的廃止
H27. 4. 1	1,469円	0.36%	期末勤勉手当の支給月数の増（4.10月⇒4.20月）
H28. 4. 1	708円	0.17%	期末勤勉手当の支給月数の増（4.20月⇒4.30月）
H29. 4. 1	655円	0.15%	扶養手当額の改定（配偶者及び父母等：6,500円、子：一律1人10,000円） 期末勤勉手当の支給月数の増（4.30月⇒4.40月）
H30. 4. 1	632円	0.16%	期末勤勉手当の支給月数の増（4.40月⇒4.45月）